

定 款

2022年6月

有機合成薬品工業株式会社

昭和 35 年 5 月	一部改訂
昭和 36 年 5 月	一部改訂
昭和 36 年 11 月	一部改訂
昭和 37 年 5 月	一部改訂
昭和 37 年 7 月	一部改訂
昭和 38 年 11 月	一部改訂
昭和 41 年 11 月	一部改訂
昭和 42 年 11 月	全面改訂
昭和 49 年 11 月	全面改訂
昭和 54 年 6 月	一部改訂
昭和 57 年 6 月	一部改訂
平成 3 年 6 月	一部改訂
平成 6 年 6 月	一部改訂
平成 7 年 6 月	一部改訂
平成 10 年 6 月	一部改訂
平成 14 年 6 月	一部改訂
平成 15 年 6 月	一部改訂
平成 16 年 6 月	一部改訂
平成 17 年 6 月	一部改訂
平成 18 年 6 月	一部改訂
平成 21 年 6 月	一部改訂
平成 23 年 6 月	一部改訂
平成 26 年 6 月	一部改訂
平成 28 年 6 月	一部改訂
2022 年 6 月	一部改訂

有機合成薬品工業株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、有機合成薬品工業株式会社という。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有機合成製品および一般化学製品の製造ならびに販売
2. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、食品、食品添加物、飼料添加物、工業薬品、香料、化粧品の製造ならびに販売
3. 前各号に関連する原材料、製品の販売
4. 前各号に関する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本会社の本店は、東京都中央区におく。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 本会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し請求)

第 10 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 本会社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。
- ② 本会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定することができる。
- ② 代表取締役は各自会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - ③ 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役相談役若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

- 第 23 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。
- ③ 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役に通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(書面または電磁的記録による取締役会決議)

- 第 25 条 本会社は、会社法第370条の規定に基づき、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任限定契約)

- 第 27 条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

- 第 28 条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 30 条 監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員に通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 35 条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 本会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

- ② 本会社は、前項のほか、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当金は、その支払確定の日から満2年以内に受領されな
いときは、本会社は支払いの義務を免れる。

(利 息)

第 38 条 未払の配当金には、利息を付さない。